

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和5年度皇居外苑松手入工事
2. 工事場所：東京都千代田区皇居外苑1-1（別紙1）
3. 工期：契約日の翌日より令和6年3月28日まで
4. 工事内容：皇居外苑内の美観及び樹形維持のため、松の剪定を行うもの。
・クロマツ139本（別紙2）

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 特記事項

1. 地域事項の概要

- ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。
- ・雨天時、降雪時（軽微な場合を除く）の高所作業は原則認めない。
- ・高木選定の際は、身の安全のため安全帯を着用すること。
- ・施工中は、常に講じ区域周辺の整理整頓に心掛るとともに、作業員の規律保持に留意すること。
- ・濠に枝葉類を落とした場合は、その日の内に速やかに回収すること。
- ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
- ・現場代理人は、2級造園施工管理技士と同等の資格を有しているものとする。
- ・工事にあたっては、「皇居外苑工事作業心得（別添）」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。
- ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A4、A3）とする。
- (2) 工事写真は、（A4版、版）の工事写真帳に整理して1部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- (3) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、工事日誌、出来高数量報告書、工事写真帳をA4版ファイルで整理すること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID補正）

(2) 安全対策関係

①高所作業の対策

- a.対策内容：高所作業にかかる各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。

(3) その他

- ①現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
□可 設置条件：監督職員の指示による 不可
- ②工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a. 工事用水：利用できる（有償、無償（濠の水））、□利用できない
 - b. 工事用電力：利用できる（有償、□無償）、□利用できない
- ③資材置場や作業場等
 - a. 場所：管理事務所裏（監督職員の指示による）
 - b. 期間：履行期限まで
 - c. 制限内容：監督職員と協議

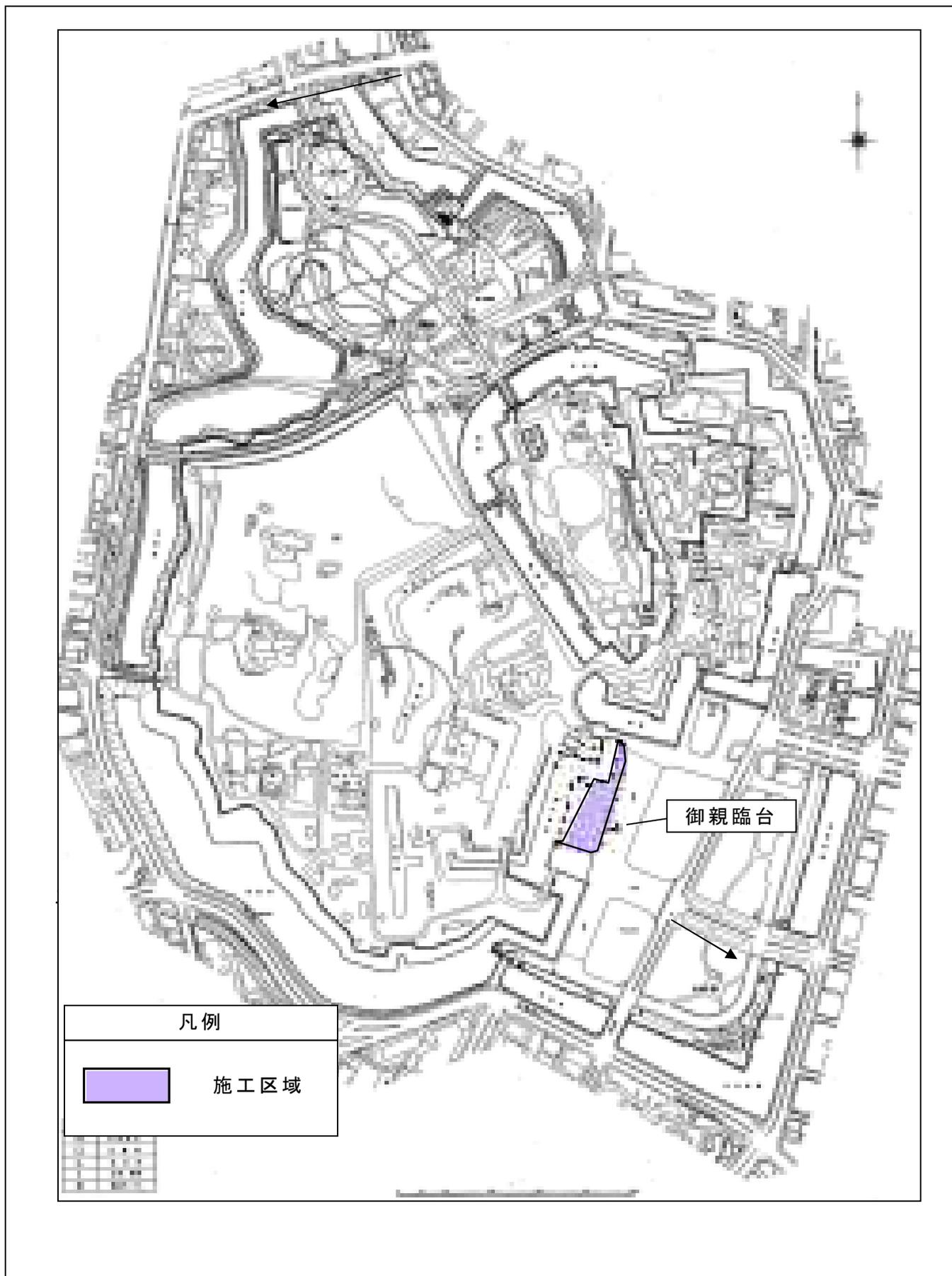
4. マツの剪定

- ・ 施工については、原則として現在の樹形を基本とし、松の特性に応じた最も適切な剪定方法により行うこと。なお、目標樹形については、監督職員と十分な調整のうえ決定すること。
- ・ 剪定に当たっては、樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（枯枝、立枝、絡み重なり枝等）を除去し、さらに古葉の揉み上げを行い、樹形を整えこと。また、年々芽数を増し枝が充実するように整枝すること。
- ・ 剪定作業の細部については、監督職員の指示に従うこと。

5. 発生材処理

- ・ 施工に伴う発生材は、各日作業終了後に取りまとめのうえ速やかに場外搬出し、法令に基づき適正に処分すること。処分後は確認できる証明書（マニフェスト等）を提出すること。また、発生材は有価資源物としては取り扱わず一般廃棄物として再資源化（チップ化、堆肥化等）すること。持込む再資源化施設や処分業者については、監督職員の承諾を受けること。なお、証明書は処分重量（kg・t）がわかるものを提出すること。

別紙 1 令和 5 年度皇居外苑松手入工事区域図



別紙2

地区	樹木番号	樹種名	樹高(m)	幹周(cm)	針(基)	備考
御親臨台	657	クロマツ	5.0	76	○	
御親臨台	658	クロマツ	4.5	119	○	
御親臨台	659	クロマツ	3.7	56	○	
御親臨台	660	クロマツ	5.2	82	○	
御親臨台	661	クロマツ	3.3	60	○	
御親臨台	663	クロマツ	7.0	81	○	
御親臨台	664	クロマツ	5.5	146	○	
御親臨台	665	クロマツ	3.1	79	○	
御親臨台	666	クロマツ	4.0	77	○	
御親臨台	667	クロマツ	4.5	63	○	
御親臨台	668	クロマツ	5.0	62	○	
御親臨台	669	クロマツ	5.3	88	○	
御親臨台	670	クロマツ	6.0	88	○	
御親臨台	671	クロマツ	5.2	68	○	
御親臨台	672	クロマツ	4.9	90	○	
御親臨台	673	クロマツ	5.2	103	○	
御親臨台	674	クロマツ	5.5	100	○	
御親臨台	675	クロマツ	5.7	102	○	
御親臨台	676	クロマツ	5.0	99	○	
御親臨台	677	クロマツ	7.0	140	○	
御親臨台	678	クロマツ	5.0	79	○	
御親臨台	679	クロマツ	5.6	96	○	
御親臨台	680	クロマツ	4.3	85	○	
御親臨台	681	クロマツ	4.2	98	○	
御親臨台	682	クロマツ	7.0	114	○	
御親臨台	683	クロマツ	5.2	91	○	
御親臨台	684	クロマツ	4.8	90	○	
御親臨台	685	クロマツ	4.3	99	○	
御親臨台	686	クロマツ	3.8	79	○	
御親臨台	687	クロマツ	6.5	121	○	
御親臨台	688	クロマツ	5.0	77	○	
御親臨台	689	クロマツ	4.8	101	○	
御親臨台	690	クロマツ	4.2	85	○	
御親臨台	691	クロマツ	4.3	44	○	
御親臨台	692	クロマツ	4.7	105	○	
御親臨台	693	クロマツ	4.3	77	○	
御親臨台	694	クロマツ	8.5	235	○	
御親臨台	715	クロマツ	6.0	93	○	
御親臨台	716	クロマツ	4.5	108	○	
御親臨台	717	クロマツ	5.0	92	○	
御親臨台	718	クロマツ	4.5	92	○	
御親臨台	719	クロマツ	4.5	121	○	
御親臨台	720	クロマツ	5.3	117	○	
御親臨台	721	クロマツ	5.1	78	○	
御親臨台	722	クロマツ	4.0	101	○	
御親臨台	723	クロマツ	3.0	74	○	
御親臨台	724	クロマツ	6.0	71	○	
御親臨台	725	クロマツ	6.2	120	○	

別紙2

御親臨台		726	クロマツ	4.0	85	○	
御親臨台		727	クロマツ	5.2	129	○	
御親臨台		728	クロマツ	6.5	107	○	
御親臨台		802	クロマツ	7.5	263	○	
御親臨台		803	クロマツ	3.5	68	○	
御親臨台		804	クロマツ	4.0	61	○	
御親臨台		805	クロマツ	5.0	96	○	
御親臨台		806	クロマツ	5.0	65	○	
御親臨台		807	クロマツ	7.0	128	○	
御親臨台		808	クロマツ	4.5	59	○	
御親臨台		810	クロマツ	5.7	159	○	
御親臨台		811	クロマツ	6.5	137	○	
御親臨台		812	クロマツ	5.8	132	○	
御親臨台		813	クロマツ	4.5	63	○	
御親臨台		814	クロマツ	4.2	77	○	
御親臨台		815	クロマツ	3.2	112	○	
御親臨台		816	クロマツ	3.5	69	○	
御親臨台		817	クロマツ	4.3	80	○	
御親臨台		818	クロマツ	5.2	87	○	
御親臨台		819	クロマツ	5.1	111	○	
御親臨台		820	クロマツ	4.5	89	○	
御親臨台		821	クロマツ	6.5	109	○	
御親臨台		822	クロマツ	4.0	106	○	
御親臨台		823	クロマツ	4.5	101	○	
御親臨台		824	クロマツ	4.5	116	○	
御親臨台		825	クロマツ	4.3	95	○	
御親臨台		826	クロマツ	5.5	116	○	
御親臨台		827	クロマツ	4.2	95	○	
御親臨台		828	クロマツ	4.3	85	○	
御親臨台		829	クロマツ	4.5	60	○	
御親臨台		830	クロマツ	4.0	63	○	
御親臨台		831	クロマツ	4.5	100	○	
御親臨台		832	クロマツ	5.0	76	○	
御親臨台		833	クロマツ	5.2	101	○	
御親臨台		834	クロマツ	5.0	61	○	
御親臨台		835	クロマツ	4.8	75	○	
御親臨台		836	クロマツ	5.0	83	○	
御親臨台		837	クロマツ	3.5	78	○	
御親臨台		838	クロマツ	5.0	131	○	
御親臨台		839	クロマツ	6.0	143	○	
御親臨台		840	クロマツ	6.0	99	○	
御親臨台		841	クロマツ	3.0	53	○	
御親臨台		842	クロマツ	6.3	108	○	
御親臨台		843	クロマツ	2.8	59	○	
御親臨台		844	クロマツ	4.4	70	○	
御親臨台		845	クロマツ	5.0	104	○	
御親臨台		846	クロマツ	4.7	89	○	
御親臨台		847	クロマツ	4.4	89	○	
御親臨台		848	クロマツ	4.5	74	○	
御親臨台		849	クロマツ	6.0	76	○	
御親臨台		850	クロマツ	5.2	79	○	
御親臨台		851	クロマツ	3.0	99	○	
御親臨台		852	クロマツ	3.0	54	○	
御親臨台		854	クロマツ	6.0	124	○	

別紙2

御親臨台		857	クロマツ	6.2	99	○	
御親臨台		859	クロマツ	8.0	148	○	
御親臨台		860	クロマツ	5.0	99	○	
御親臨台		861	クロマツ	5.0	99	○	
御親臨台		862	クロマツ	2.8	45	○	
御親臨台		863	クロマツ	5.0	123	○	
御親臨台		864	クロマツ	5.5	74	○	
御親臨台		865	クロマツ	5.2	66	○	
御親臨台		866	クロマツ	8.5	176	○	
御親臨台		867	クロマツ	6.5	123	○	
御親臨台		868	クロマツ	5.8	65	○	
御親臨台		869	クロマツ	6.0	155	○	
御親臨台		872	クロマツ	10.0	147	○	
御親臨台		875	クロマツ	4.8	87	○	
御親臨台		876	クロマツ	5.0	78	○	
御親臨台		877	クロマツ	5.2	64	○	
御親臨台		878	クロマツ	5.0	63	○	
御親臨台		879	クロマツ	5.0	93	○	
御親臨台		880	クロマツ	6.2	100	○	
御親臨台		881	クロマツ	5.0	78	○	
御親臨台		882	クロマツ	7.0	124	○	
御親臨台		884	クロマツ	5.2	91	○	
御親臨台		885	クロマツ	4.5	84	○	
御親臨台		886	クロマツ	7.0	65	○	
御親臨台		887	クロマツ	10.5	125	○	
御親臨台		888	クロマツ	10.0	107	○	
御親臨台		889	クロマツ	8.0	103	○	
御親臨台		890	クロマツ	7.0	61	○	
御親臨台		891	クロマツ	8.0	94	○	
御親臨台		893	クロマツ	6.5	95	○	
御親臨台		894	クロマツ	9.5	117	○	
御親臨台		895	クロマツ	8.5	115	○	
御親臨台		896	クロマツ	7.0	105	○	
御親臨台		899	クロマツ	8.0	119	○	
御親臨台		900	クロマツ	7.5	112	○	
御親臨台		901	クロマツ	7.8	124	○	
御親臨台		902	クロマツ	6.5	140	○	

合計					139	本	
総合計							

皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所

環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所に戻却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所に報告し、承諾を得ること。

第6条（現場の安全管理）

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第7条（発生材）

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業（除草、剪定など）において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やボートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所に引き取る。

第8条（請負者の責務）

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。

区分・工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	金 額	摘 要
I 樹木手入工事					
針葉樹基本剪定工		1	式		第1号内訳書
II 発生材運搬・処分					
発生材運搬費		1	式		第3号内訳書
発生材処分費		1	式		第4号内訳書
直接工事費計					
共通仮設費		1	式		
純工事費					
現場管理費		1	式		
工事原価					
一般管理費等		1	式		
工事価格					
消費税等相当額					
工事費合計					

第1号内訳書		針葉樹基本剪定工				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
幹周29cm以下		本	0			
幹周30cm～59cm		本	7			
幹周60cm～89cm		本	55			
幹周90cm～119cm		本	52			
幹周120cm～149cm		本	20			
幹周150cm～179cm		本	3			
幹周180cm～209cm		本	0			
幹周210cm～239cm		本	1			
幹周240cm～269cm		本	1			
幹周270cm～		本	0			
計			139			

第2号内訳書		針葉樹軽剪定工				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
幹周29cm以下		本	0			
幹周30cm～59cm		本	0			
幹周60cm～89cm		本	0			
幹周90cm～119cm		本	0			
幹周120cm～149cm		本	0			
幹周150cm～		本	0			
計			0			

第3号内訳書		発生材運搬費				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬 2t車	剪定枝等発生材	台	7.00			920 kg/台
計						

第4号内訳書		発生材処分費				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分 2t車	剪定枝等発生材 リサイクル処分	t	6.22			
計						